

## 旭川市史編集資料利用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、旭川市史編集資料の収集保存に関する規則（昭和37年旭川市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、史料の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「史料」とは、規則第2条第1号に規定する史料のうち、旭川市史編集資料室（以下「資料室」という。）に保存しているものをいう。

### (史料の利用)

第3条 史料の利用の方法は、原則として閲覧のみとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、複写又は貸出しを行うことができるものとする。

### (利用の許可)

第4条 史料の利用を希望する者は、旭川市史編集資料利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けるものとする。ただし、当該利用を希望する者が本市の職員であるときは、当該申請書に代えて、旭川市史編集資料利用申請票（様式第2号）を市長に提出し、その許可を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請書又は申請票の提出があった場合において、当該史料が寄贈又は寄託を受けたものであるときは、当該寄贈又は寄託をした者の承諾を得られなければ当該史料の利用を許可することができない。

### (利用の方法)

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長の指示するところにより史料を利用しなければならない。

2 史料は、原則として資料室内において利用するものとする。ただし、利用者が希望する場合であって、市長が適当であると認めるときは、総務課執務室内において利用することができるものとする。

### (史料の掲載)

第6条 利用者は、出版物等に史料を掲載しようとするときは、第4条の申請書又は申請票を市長に提出し、その許可を受けるものとする。

### (費用)

第7条 史料の利用は、無料とする。ただし、史料の複写に要する費用は、利用者の負担とする。

### (利用の制限)

第8条 市長は、史料のうち次に掲げるものについては、利用を制限することがある。

- (1) 整理及び目録の作成が終了していないもの
- (2) 劣化その他保存上の理由により閲覧等に供することが不適当なもの
- (3) 寄贈又は寄託を受けた史料であって、閲覧等に供しない旨の条件が付されているもの
- (4) 次に掲げる情報が記録されているもの
  - ア 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報
  - イ 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、特

定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

(イ) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

ウ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

2 市長は、史料に前項第4号アからウまでに掲げる情報（以下「個人等の秘密等の情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、個人等の秘密等の情報とそれ以外の情報を容易に、かつ、利用の申請の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同項の規定にかかわらず、個人等の秘密等の情報が記録されている部分を除き、当該史料を利用に供するものとする。

3 市長は、史料に第1項第4号イ又はウに掲げる情報が記録されている場合において、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該史料を利用に供するものとする。

（利用者の責任）

第9条 利用者は、史料に記録された情報を利用することにより、第三者の著作権、プライバシー等の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

（損害賠償）

第10条 利用者は、史料を破損し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第11条 利用者は、第4条の申請書又は申請票に記載した利用目的以外に史料を利用してはならない。

（史料の表示）

第12条 利用者は、史料に記録された情報を出版物等に掲載するときは、当該情報が史料に記録され、かつ、当該史料が資料室に保存されているものであることを明示しなければならない。

（許可の取消し）

第13条 市長は、利用者がこの要領の規定に違反したときは、当該利用の許可を取り消すことがある。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、史料の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月5日から施行する。